

4 4 . 0 4

意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係

特許法第46条第2項、実用新案法第10条第2項により意匠登録出願を特許出願に、意匠登録出願を実用新案登録出願に変更したときは、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされる（特46条4項、実10条5項）ので、先願又は同日の意匠登録出願としては取り扱われず、意匠法第9条第1項又は第2項の規定は適用されない。